

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	根海共第1号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちかいかい漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつのり漁業 まついかい漁業 さちがい漁業 つぶ漁業 ほつまかい漁業 えびし漁業 ほつかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(2)	根海共第2号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	はたてかい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(3)	根海共第3号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業	6月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から	—	羅臼町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちかか刺し網漁業 ほっけ・こまい・ます・にしん 小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで	令和15年8月31日まで				
(4)	根海共第4号	標津郡標津町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 ほつかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	標津町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(5)	根海共第5号	標津郡標津町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 えぞほかい漁業 はたてかい漁業 ほつまかい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	標津町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(6)	根海共第6号	標津郡標津町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から	—	標津町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
					ちかか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・ちか・ます 小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 くりかにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和15年8月31日まで				
(7)	根海共第7号	野付郡別海町 及び標津郡標 津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ふのり漁業 あざり漁業 おほのかい漁業 つぶ漁業 はたてかい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほつかいえび漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱 沼、床丹及び国土 地理院三角点原 賀を通る緯線以 北の本別海	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(8)	根海共第8号	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おおみぞがい漁業 さらがい漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以北の本別海	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(9)	根海共第9号	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっき・めばる刺し網漁業 こまい・かれい・ちか・ます 小型定置網漁業 ほっき・こまい・かれい・底建網漁業 こまい・ちか・きゅうりうお待網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以北の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(10)	根海共第10号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(11)	根海共第11号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おおみぞがい漁業 さらがい漁業 ほっきがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(12)	根海共第12号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 第三種共同漁業	おひょう刺し網漁業 かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・きゅうりうお・ます・にしん 小型定置網漁業 こまい・かれい・きゅうりうお・にしん 底建網漁業 くりがにかご漁業 こまい・ちか・きゅうりうお待網漁業 かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以南の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(13)	根海共第13号	野付郡別海町及び根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あさり漁業 おおのがい漁業 しじみがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、湊根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南、槍音、琴平町、汐見町、別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(14)	根海共第14号	野付郡別海町 及び根室市地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらふお刺し網漁業 ちか・わかさぎ・きゅうりうお 刺し網漁業 にしん刺し網漁業 くろがにかご漁業 こまい・ちか・わかさぎ・にしん・ます 待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 梅、醜陽、川口、 湖南、槍昔、琴平 町、汐見町、別 海町奥行、走古 丹及び国土地理 院三角点原釜を 通る緯線以南の 本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制 限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、 速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ 及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さ なければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷 及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規 定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
				第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか・にしん・ わかさぎ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(15)	根海共第15号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ふりの漁業 あさり漁業 おおのがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 梅、醜陽、川 口、湖南、槍 昔、琴平町及び 汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
(16)	根海共第16号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おおなぞがい漁業 さらがい漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 梅、醜陽、川 口、湖南、槍 昔、琴平町及び 汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
(17)	根海共第17号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらすか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお 刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・にしん・ ます小型定置網漁業 こまい・かれい・ちか・にしん 底建網漁業 ぐりがにかご漁業 こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ ます待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 梅、醜陽、川 口、湖南、槍 昔、琴平町及び 汐見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制 限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、 速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ 及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さ なければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷 及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規 定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長 さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
				第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか・きゅうりうお 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(18)	根海共第18号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あさり漁業 おおのがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほたてがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 梅、醜陽、川 口、湖南、槍 昔、琴平町及び 汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
(19)	根海共第19号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おおなぞがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市(幌茂 尻、温根沼、春国 岱、東梅、醜陽、川 口、湖南、槍昔、 豊里、温根元、納 沙布、瑠瑠瑠、 齒舞、双沖、友 知、落石東、落石 西、浜松、昆布 盛、長節及び初 田牛を除く)	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(20)	根海共第20号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・いか・ ます小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい・はたはた・ いか底建網漁業 くりかにかご漁業 こまい・ちか・はたはた・ ます待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国、 信、東根、酪陽、川口、 湖南、檜昔、豊里、 温根元、納沙布、瑠璃 舞、双沖、友知、落石 東、落石西、浜松、昆 布巻、長節及び初田牛 を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(21)	根海共第21号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちかれい漁業 のり漁業 ふのり漁業 あさり漁業 えぞほかい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、 西和田及び長節以西の 地区を除く）	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(22)	根海共第22号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 ちがいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、 西和田及び長節以西の 地区を除く）	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(23)	根海共第23号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお 刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・ます 小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 くりかにかご漁業 こまい・ちか・はたはた待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、 西和田及び長節以西の 地区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
				第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(24)	根海共第24号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお 刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・ます 小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 くりがにかご漁業 こまい・ちか・はたはた待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では換業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(25)	根海共第25号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 えぞほかがい漁業 おおなぞがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酷陽、川口、湖南、槍昔、豊里、温根元、納沙布、瑠璃瑠、歯舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(26)	根海共第26号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酷陽、川口、湖南、槍昔、豊里、温根元、納沙布、瑠璃瑠、歯舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(27)	根海共第27号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいで漁業 のり漁業 ふのり漁業 えぞほかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(28)	根海共第28号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・ます 小形定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 くりがにかご漁業 こまい・ちか・はたはた・わかさぎ・ます待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(29)	根海共第29号	根室市及び野付郡別海町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く根室市並びに別海町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(30)	根海共第30号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南及び檜昔を除く根室市	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	根海共第31号	目梨郡羅臼町、標津郡標津町、野付郡別海町及び根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	根海共第32号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権の 設定に関し 必要な事項
(33)	根海共第33号	目梨郡羅臼町、 標津郡標津町、 野付郡別海町 及び根室市地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	おひよう刺し網漁業 かむぶ刺し網漁業 かいらい刺し網漁業 きんが刺し網漁業 きめ刺し網漁業 こい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 めぬけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第2号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(34)	根海共第34号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業  第三種共同漁業	かいらい刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・まじ待網漁業 くりがにかこ漁業 かいらい・こまい・ちか・きゅうりうお地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南、槍昔、琴平町及び汐見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(35)	羅海区第1号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(36)	羅海区第2号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(37)	羅海区第3号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(38)	羅海区第4号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(39)	羅海区第5号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(40)	羅海区第6号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(41)	羅海区第7号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(42)	羅海区第8号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(43)	羅海区第9号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)
(44)	羅海区第10号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条件)





## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(62)	根海区第1号	根室市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	根室市（友知、豊里 以東及び長節、西和 田、東和田、幌茂尻 以西を除く）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦 及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条 件）
(63)	根海区第2号	根室市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	根室市幌茂尻、温根 沼、春国岱、東梅、 鵜臨、川口、湖南、 檜昔、琴平町及び沙 見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦 及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条 件）
(64)	風海区第1号	野付郡別海町 地先及び根室 市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	根室市幌茂尻、温根 沼、春国岱、東梅、 鵜臨、川口、湖南、 檜昔、琴平町及び沙 見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦 及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条 件）
(65)	温海区第1号	根室市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	根室市幌茂尻、温根 沼、春国岱、東梅、 鵜臨、川口、湖南、 檜昔、琴平町及び沙 見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦 及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条 件）

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし